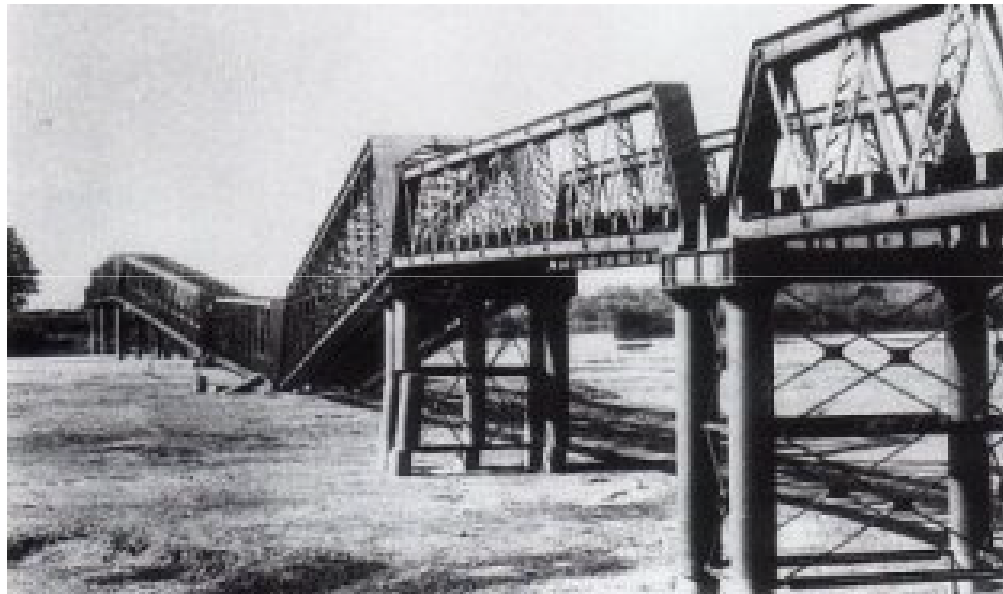


第 2 回震災対策検証委員会 【岐阜県の防災体制について】



濃尾大震災(1891年)「長良川鉄橋の被害」
(岐阜県歴史資料館蔵)

平成 23 年 5 月 25 日 検証委員会事務局

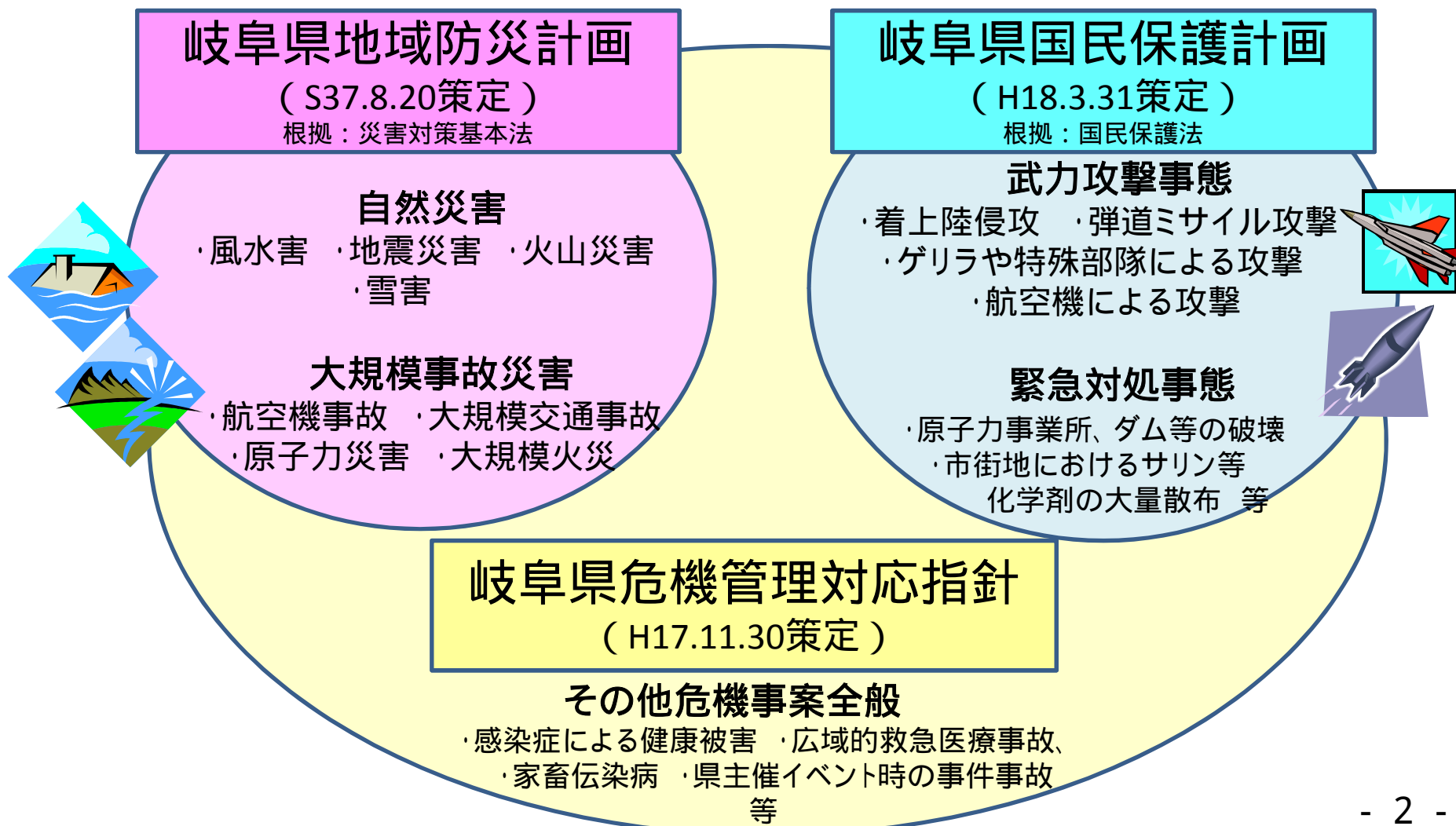
目 次

1. 岐阜県の危機管理の体系について
 2. 地震防災対策に関する計画の体系について
 3. 国、県、市町村の役割(責務)について
 4. 岐阜県地震防災行動計画の主な施策
 5. 東海・東南海地震対策について
 6. 液状化現象について
 7. 津波対策について

 8. 災害医療分野の取組について
 9. 建物の耐震化推進の取組について
 10. 広域受援に関する取組について
 11. 原子力防災に関する取組について
- } 分科会の各分野

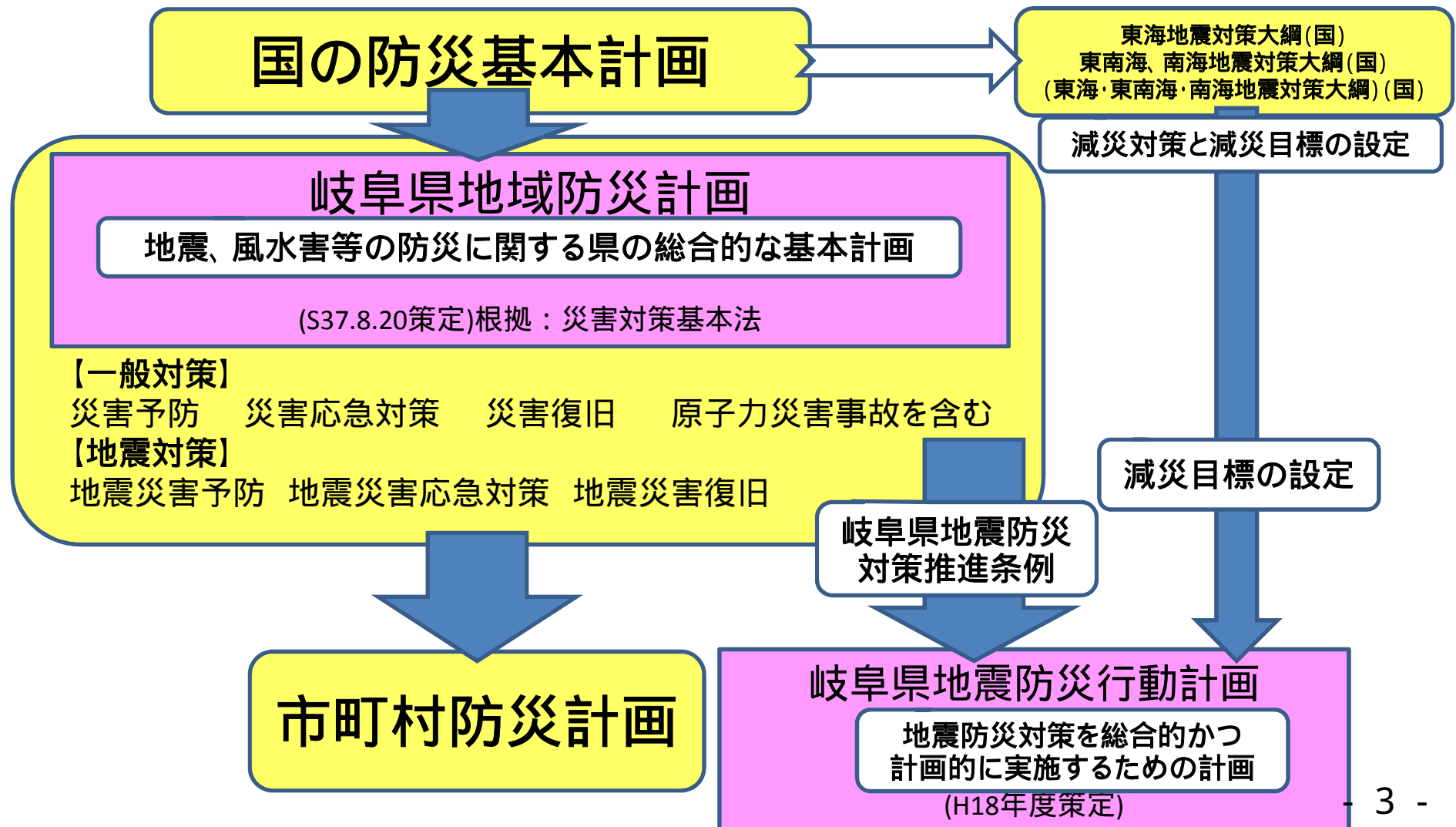
1 岐阜県の危機管理の体系について

岐阜県の危機管理対応の方針は、主に自然災害に対応する「岐阜県地域防災計画」、武力攻撃事態や緊急処理事態に対応する「岐阜県国民保護計画」、その他の危機事案に対応する「危機管理対応指針」の3つの計画・指針に基づいて行っています。また、これらの計画は、大規模災害や重大な危機事案発生などにあわせて見直し、修正を行っています。



2 地震防災対策に関する計画の体系について

県では、国の「防災基本計画」に基づき、地域の特殊性を加味し、防災関係機関等の処理すべき事務等について広く定めた「岐阜県地域防災計画」（一般対策計画、地震対策計画）を策定し、また、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、減災目標の設定や対策の主体、実施計画等を明示した「岐阜県地震防災行動計画」を策定しています。



3 国、県、市町村の役割（責務）について

災害対策にあたって、県の役割は市町村と公共機関（例：報道機関、ライフライン関係事業者等）等と連携し、それらの支援を行うとともに、**広域の総合調整**を担うこと（例：市町村間や、自衛隊等国の機関との調整など）となっています。

住民の責務：自らの生命は自ら守る（災害対策基本法（以下「災対法」）第7条）

- ・災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。

市町村の責務：防災対策の一次的責任主体（災対法第5条）

- ・**基礎的な地方公共団体**として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- ・**消防機関、水防団、自主防災組織の充実を図り**、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

県の責務：防災対策の広域的総合調整機関（災対法第4条）

- ・住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、**関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て**、防災計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、**総合調整を行う責務**を有する。

国の責務：防災対策の総合調整機関（災対法第3条）

- ・国は、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。
- ・災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、**地方公共団体等が処理する防災に関する業務の推進とその総合調整を行ない**、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

4 岐阜県地震防災行動計画の主な施策

予 防

1 地震に強いまちづくり

・地震災害に強いまちづくり、市街地再開発等

2 住宅の耐震化等促進

・木造住宅の耐震化促進、補助制度の普及・活用促進等
新 耐震啓発ローラー作戦の実施

3 公共施設等の耐震化等の推進

・県の重要な防災拠点（総合庁舎、警察署等）の耐震化等

4 道路等土木構造物の耐震補強等の推進

・緊急輸送道路の防災対策、耐震対策の推進等

5 孤立集落対策の推進 **新**

・孤立予想地域の実態把握、孤立対策の推進等
新 ヘリコプター離着陸可能地の把握強化
新 通信手段の確保、緊急資機材の整備

6 地震防災啓発活動・災害伝承の推進

・地震防災啓発活動、防災教育の実施等
新 活断層図活用による活断層認知度向上
新 自助実践200万人運動による地震防災啓発の実施
新 公立学校における他機関連携防災訓練の実施

7 地域防災力(自主防災)の強化

・地域での技術習得訓練、災害図上訓練(DIG)の実施等
新 自主防災組織実践活動マニュアル作成
新 災害図上訓練指導者のフォローアップ研修
新 学校単位などでの防災運動会の実施

8 産業防災の推進

・社内防災教育の推進、災害時事業継続計画の作成等
新 災害時事業継続計画(BCP)の作成

9 地域防災計画等の充実

・地域防災計画の見直し、市町村の防災対策の点検等

10 防災に関する人材の育成

・防災人材育成事業の実施、防災関係有識者との連携等

11 実戦的な防災訓練の実施

・指揮型訓練の実施、訓練反復によるマニュアル見直し等

12 災害時要援護者支援対策の充実

・災害時要援護者の避難支援体制の整備等
新 要援護者支援マップの整備の推進



応急対策

13 災害対策本部の初動体制強化

・初動体制の整備、災害対策本部機能の確保等

14 地域の消火体制の充実

・常設消防の充実、消防団員の増員と訓練の充実等

15 被災情報収集と被災者への情報提供体制の充実

・非常通信の整備、情報提供体制の整備等
新 全ての住民が防災情報を入手できる通信手段（市町村防災行政無線戸別受信機等）の整備

16 医療救護体制の充実

・医療救護計画の整備、DMAT運用体制の整備等
新 災害拠点病院等との連携体制を構築する研修会等の開催

17 輸送の確保

・緊急輸送道路復旧に係る連携、ヘリポート適地点検等

18 救急・救助等の受援体制の整備

・災害時広域受援計画の整備、活動拠点の選定等

19 応急危険度判定体制の充実

・被災建築物、被災地地の応急危険度判定士の育成等
新 応急危険度判定士の受入体制整備
新 コーディネーター(市町村職員)育成

20 避難所の迅速な開設、避難生活支援体制の整備

・避難所の円滑な開設、運営体制の整備等

21 し尿・トイレ対策の充実

・広域のし尿処理調整体制整備、仮設トイレの備蓄等

22 食料・物資の供給体制の整備

・家庭、事業所の備蓄推進、物資集積拠点指定等
新 特別な配慮が必要な人への食料配布方法の研究

23 ボランティアの受援体制の整備

・ボランティアコーディネーターの育成等
新 ボランティア支援に関するマニュアル整備

24 帰宅困難者・滞留旅客の支援体制

・鉄道事業者、ガソリンスタンド、コンビニ等との連携等



復旧・復興

25 震災廃棄物処理対策の推進

・災害ごみ処理の業務マニュアル整備等

26 応急仮設住宅提供体制の整備

・応急仮設住宅建設用地の把握等
新 既存コミュニティを考慮した仮設住宅入居マニュアルの整備

27 被災認定体制の充実

・被災認定調査マニュアルの整備等

28 被災者の救済・生活支援制度の充実

・義援金の取扱、被災者生活再建支援制度の運用、その他被災者生活支援策のマニュアル整備等

29 地域保健体制の整備

・災害時保健活動マニュアルの整備等
新 市町村における保健活動マニュアル等の活用体制の整備
新 仮設住宅等への栄養士の派遣体制の整備

30 ライフラインの早期復旧体制の整備

・ライフラインの耐震対策、復旧体制の整備等

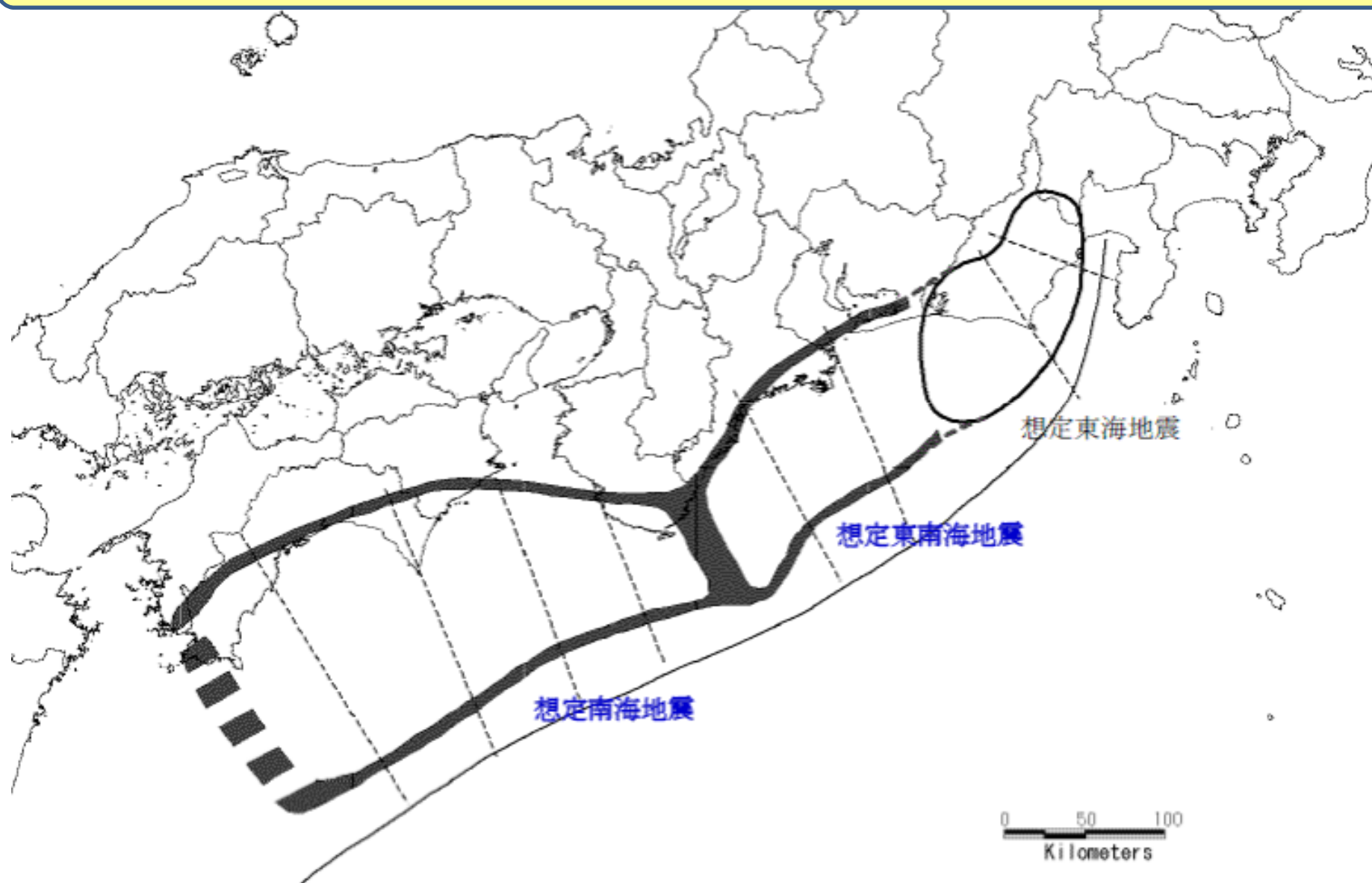
31 復興体制の整備

・復興組織の設置、運用方法の明確化等
新 市町村の復興計画・業務マニュアルの整備



第1期計画 H18～22年度
 第2期計画 H23～27年度

5 東海・東南海地震対策について



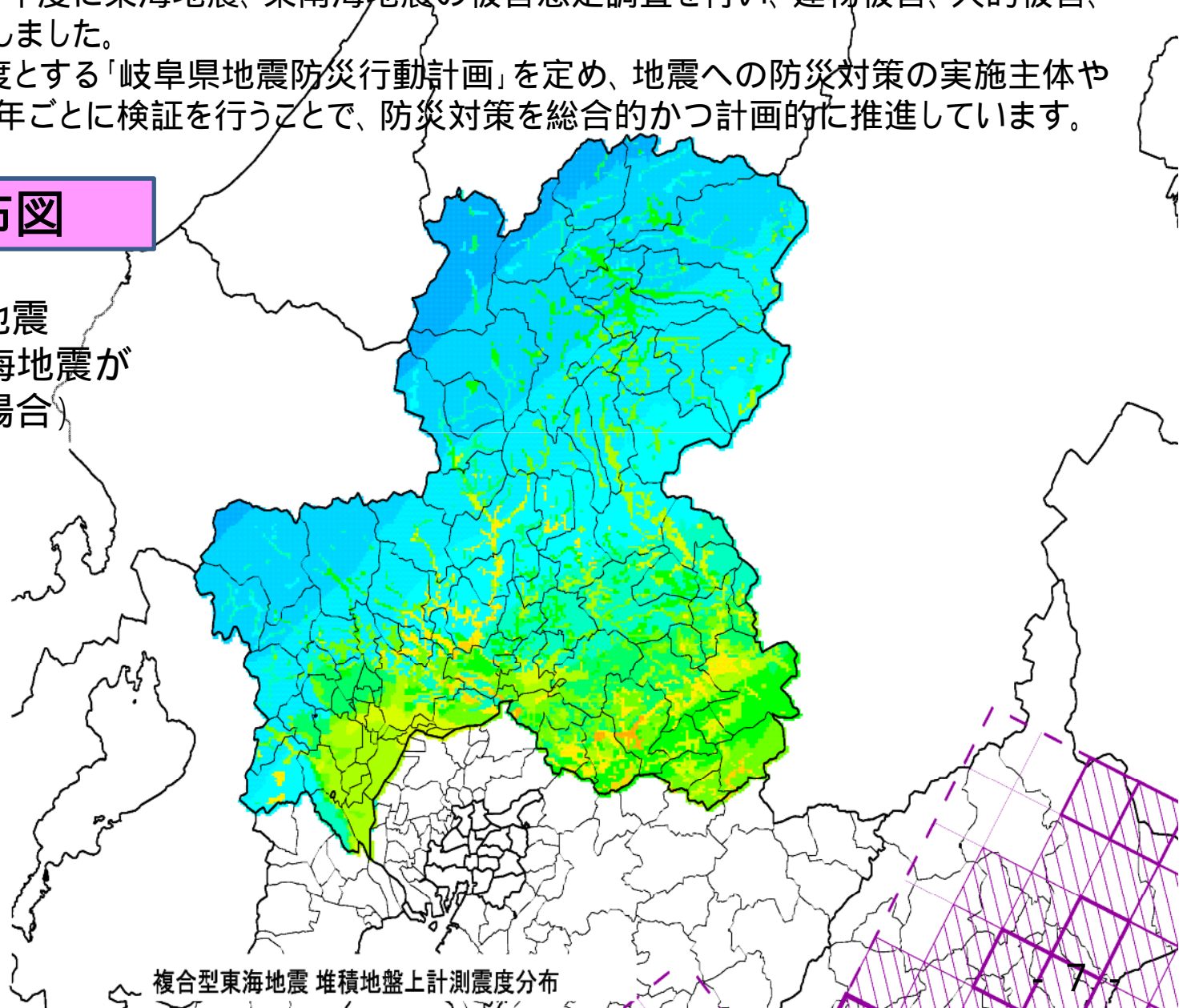
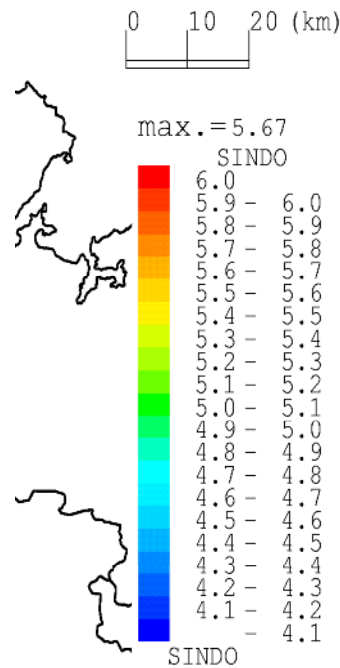
5 東海・東南海地震対策について

岐阜県では、平成14年度に東海地震、東南海地震の被害想定調査を行い、建物被害、人的被害、経済的損失等を算出しました。

平成18年度を初年度とする「岐阜県地震防災行動計画」を定め、地震への防災対策の実施主体や数値目標を設定し、5年ごとに検証を行うことで、防災対策を総合的かつ計画的に推進しています。

地震動分布図

複合型東海地震
(東海地震と東南海地震が
同時発生した場合)

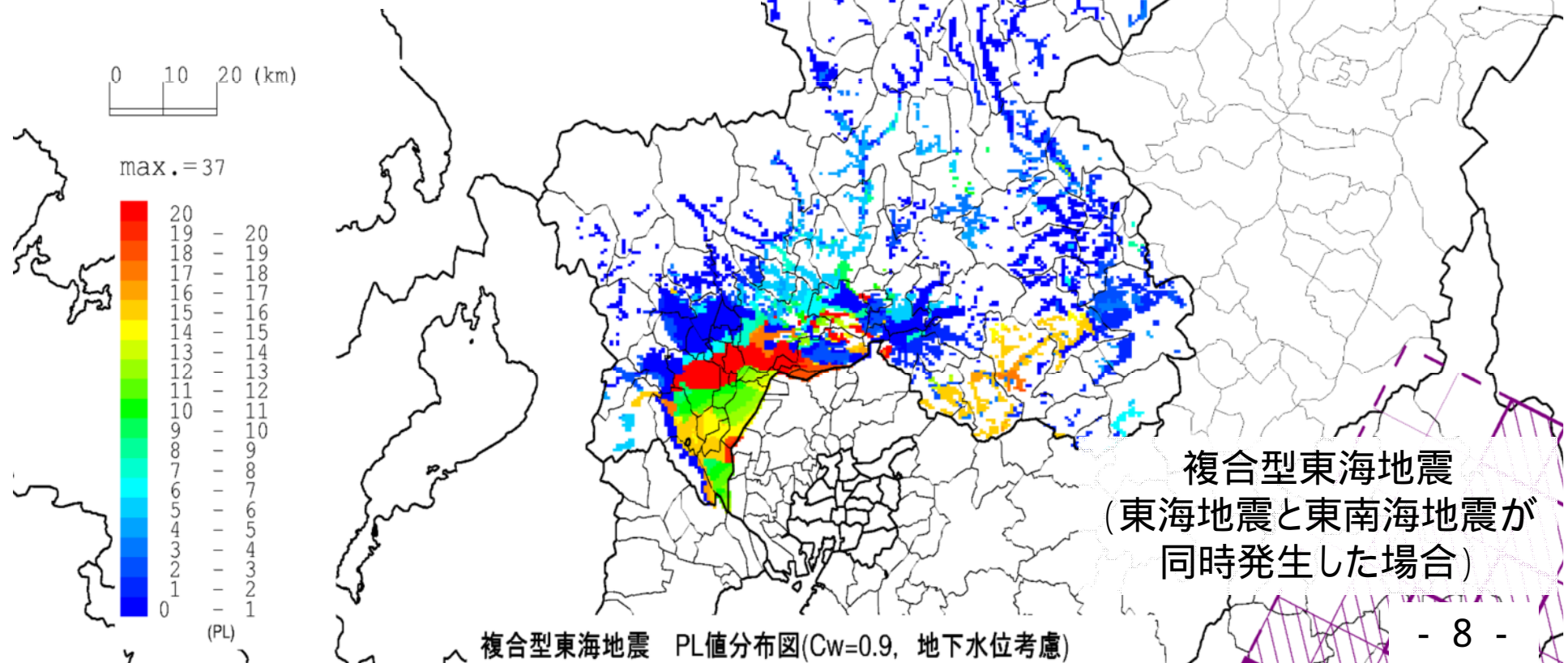


6 液状化現象について

岐阜県では、東海地震、東南海地震の
被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、
液状化危険度調査も実施しています
(「岐阜県東海地震等被害想定調査」:H14年度)

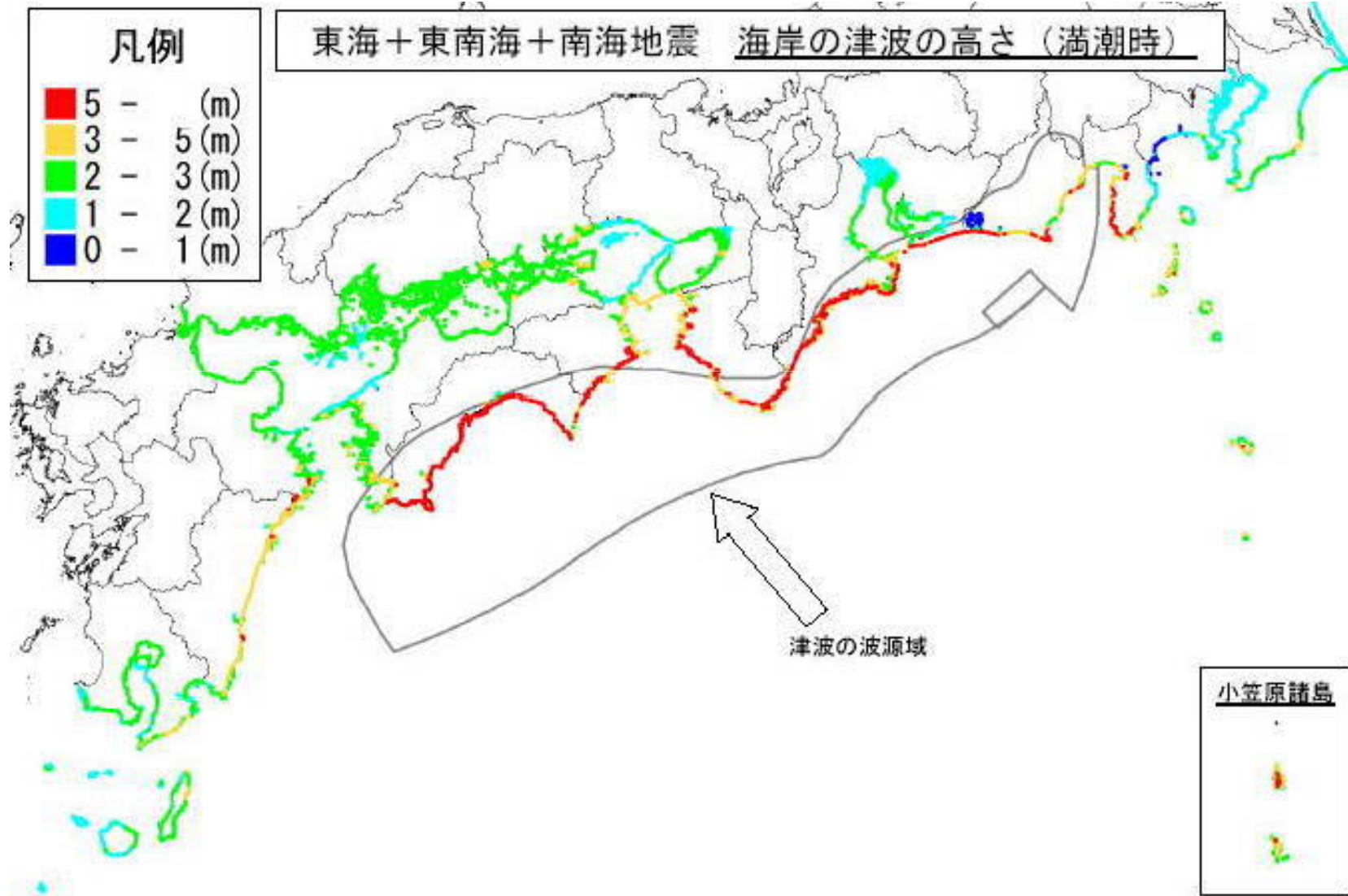
調査では、県内すべての地域を
500m×500mの地盤データに基づき
液状化危険度(PL値)を表示しています。

液状化危険度分布図



7 津波対策について

東海・東南海・南海の三つの地震が発生した場合の想定津波高さは、三重県長島町で満潮時約1～2mとされています。(H15.9中央防災会議公表)。

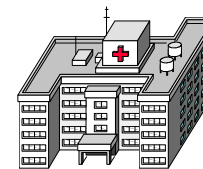


8 災害医療分野の取組について

現行における取組について

災害拠点病院の整備

被災地内の医療活動拠点として、現時点で県内6か所を災害拠点病院として指定。



広域災害・救急医療情報システムの整備

被災地内の医療機関の被災状況や患者数、被災地外の医療機関の受入可能な患者数等の情報を収集し、患者の搬送を円滑に行うためのシステムを整備。(広域災害システム 平成13年10月稼働開始)

DMATの編成

災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持ち、災害現場での医療救護活動、広域・域内医療搬送指揮、病院支援等を主に活動するDMATを編成。現時点で県内9病院で15チーム。

医薬品等の確保・供給体制の整備

岐阜県医薬品卸協同組合、岐阜県製薬協会、医療機器・衛生材料取扱業者、日本産業・医療ガス協会、東海地域本部等との協定締結など、医療救護活動に必要な医薬品等の確保・供給体制を整備。



保健医療活動体制の整備

被災時に予想される衛生状態の悪化による風邪などの感染症疾患の蔓延や栄養不良、蓄積するストレス等、健康状態を悪化させる要因を軽減させる活動ができる体制を保健所等を中心に整備。



岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画について

災害医療分野における取組みは、主に「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」に基づいて行っています。「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」は、予想される東海地震等の地震災害による負傷者等へ医療(助産)を提供するために策定したもので、これに基づき県と市町村は連携して医療救護活動に取り組むこととなっています。

9 建物の耐震化推進の取組について

- 「地震に強いまちづくり」を進めるためには、住宅や公共施設などの耐震化を図ることが重要です。
- 建物の耐震化促進に向けた「岐阜県耐震改修促進計画」を策定し、各種施策を実施しています。
(建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づく計画)

建物の耐震化の必要性

- ◆ 被害想定に対する減災対策は全国的に喫緊の課題
- ◆ 特に古い木造住宅の耐震化は、県民の生命、財産を守るための最重要課題

耐震改修促進計画の主な内容

- ・耐震化目標値の設定
住宅、多数が利用する建築物 H27 : 90%
(現状 住宅 H20 : 71%)
県有の多数が利用する特定建築物 : H27完了
(現状 : 残り54施設)
- ・耐震化促進のための施策
耐震診断、耐震補強工事への支援(補助)
- ・耐震化促進に向けた環境整備、普及啓発
相談体制の整備
情報提供の充実

など

これまでに実施してきた施策

- ・木造住宅耐震相談士の養成と登録
耐震化の知識を持つ民間建築士(1,431名)を登録し県民からの相談に対応
- ・耐震診断への支援
木造住宅
(H14~一部補助、H20~無料、累計6,984戸)
木造住宅以外
(H18~、累計93件)
- ・耐震補強工事への補助
木造住宅(H16~、累計584戸)
民間特定建築物(H18~、累計1件)
- ・耐震啓発ローラー作戦の実施
木造住宅密集地などを対象に、戸別訪問し耐震診断、耐震補強の必要性、重要性を普及啓発
- ・無料相談会、住民説明会
- ・県有建築物耐震化の計画的実施
- ・市町村及び関係団体と連携した総合的な地震対策の推進(岐阜県建築物地震対策推進協議会)
など



10 広域受援に関する取組について

地震等の大規模災害が発生した場合

各応援部隊の活動

緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)、自衛隊派遣部隊が市町村内に集結し、救助活動をはじめとした応急活動を実施します。



支援物資の要請

個人の備蓄や、市町村・県の備蓄によっても物資が不足する場合、県は協定先や国や全国知事会に対して支援物資を要請します。



広域医療搬送

DMATや医療救護班が被災地外から派遣され、被災地内では十分な治療を受けられない重傷患者を、被災地外の災害拠点病院等へ搬送します。

災害ボランティアのマッチング

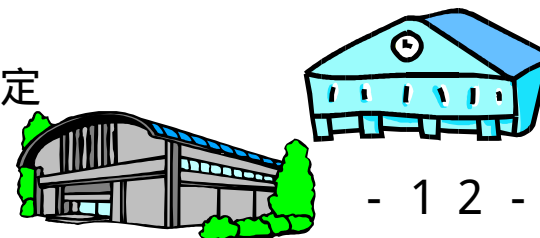
社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、被災地のニーズと災害ボランティアのマッチングを行います。

岐阜県災害時広域受援計画について

岐阜県に大規模災害が発生した場合に想定される県外からの**応援物資**や警察、消防、自衛隊などの**応援部隊の受け入れ体制**について定め、効率的・効果的な災害応急対策の実施を図るため、県では**岐阜県災害時広域受援計画**を定めています。

岐阜県の防災拠点について

全市町村に応援部隊の活動拠点となる「**活動拠点候補地**」を249箇所指定
全市町村に物流拠点となる「**一時集積配分拠点**」を119箇所指定
広域災害に対応するため「**広域防災拠点**」を6施設指定



1 1 原子力防災に関する取組について

放射性物質及び原子力災害対策については、岐阜県地域防災計画(一般対策計画)に「災害応急対策」と「災害予防」が定められており、モニタリング体制や災害発生時の連絡・活動体制等について記載しています。

岐阜県地域防災計画に定める県の対策

・想定する災害

- 事業所外運搬事故災害
- 核燃料物質等の輸送中の事故
- 県外原子力災害



最寄りの原子力発電所(敦賀原発:日本原電)から25kmの位置にある。
EPZの区域外にあるため、直接的な影響は想定していない。

最寄りの原子力事業所から最短距離で約25kmの位置にある本県は、原子力安全委員会の定める防災指針にある「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲(EPZ: Emergency Planning Zone)」の区域外であり、本計画では県外原子力事業所の事故等の直接的な影響が本県に及ぶことは想定しないが、本県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生し、原災法に基づく対応が開始された場合等には、本県県民の不安解消等に努める必要があり、県として必要な対策を実施する。(県地域防災計画より抜粋)

(1)原子力災害予防対策

災害応急対策の備え

・緊急モニタリング体制の整備

現在、消防本部での環境放射線測定(県内10消防本部に整備)、文科省委託事業で県保健環境研究所に設置されているモニタリングポストで実施

原子力に関する知識の普及と研修

防災訓練の実施

(2)原子力災害対策

災害情報の収集、連絡

活動体制の確立(本部の設置等)

事業所外運搬災害における災害応急対策活動

県外原子力災害の発生に伴う応急活動